

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年4月23日(2009.4.23)

【公表番号】特表2008-546090(P2008-546090A)

【公表日】平成20年12月18日(2008.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-050

【出願番号】特願2008-514686(P2008-514686)

【国際特許分類】

G 06 F 3/041 (2006.01)

C 01 B 31/02 (2006.01)

B 82 B 1/00 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/041 3 3 0 A

C 01 B 31/02 1 0 1 F

B 82 B 1/00

G 09 F 9/00 3 6 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タッチ側電極とデバイス側電極とを含むタッチスクリーンであって、それぞれの電極が、絶縁基板と露出導電性層とを含み、前記露出導電性層は隣り合っていて、誘電スペーサによって分離されており、そして該露出導電性層のうちの一層だけがカーボンナノチューブを含む、タッチスクリーン。

【請求項2】

カーボンナノチューブを含まない前記電極が、電子伝導性ポリマー、透明導電性酸化物、及び透明金属膜から成る群から選択された少なくとも1種の材料を含む導電性層を含む請求項1に記載のタッチスクリーン。

【請求項3】

前記導電性層が、カチオン性ポリエチレンジオキシチオフェンとポリアニオンとの混合物を含む請求項2に記載のタッチスクリーン。

【請求項4】

前記導電性層が、錫ドープ型酸化インジウム、フッ素ドープ型酸化亜鉛、アルミニウムドープ型酸化亜鉛、インジウムドープ型酸化亜鉛、アンチモンドープ型酸化錫、又はフッ素ドープ型酸化錫を含む請求項2に記載のタッチスクリーン。